

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 () 一
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課) 二
- 埼玉県総合リハビリテーションセンターの歯科技工業務に関する入札公告 (総合リハビリテーションセンター) 二
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 三
- 埼玉県農業振興資金についての告示の一部改正 (農業支援課) 四

告示

埼玉県告示第百六十二号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

- 上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 () 五
- 県道青梅飯能線の区域の変更 (飯能県土) 五
- 県道青梅飯能線の供用の開始 () 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 六
- 県道加須幸手線の区域の変更 (杉戸県土) 六

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月五日
 埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日
 平成二十年一月二十五日

特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人わかば春日部新井 久子

主たる事務所の所在地
 埼玉県春日部市大場六百八十七番地

定款に記載された目的
 この法人は、春日部市及び周辺地域の心身障害者児に対し、日中活動の場を提供し、地域社会の一員として、心身障害者児も安心して暮らせる地域社会を創造することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年二月五日
 埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日
 平成二十年一月二十八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 Japan RAPTOR Foundation

代表者の氏名
 三枝 智人

主たる事務所の所在地
 埼玉県春日部市赤沼五百八十六番地

定款に記載された目的
 この法人は、
 (一)日本国内に生息する野生猛禽類の保護を目的とし、治療、リハビリテーションを経た野生復帰、及び生態調査、研究を通して自然環境保全を図る

ための事業を行い、社会に貢献する。
 (二) 傷病野生猛禽類の治療法等を国内外の関連団体、獣医師、有識者との情報交流及び折衝をすることにより国際交流の場で貢献する。

(三) 野生猛禽類を通しての自然教育、啓蒙活動を、教育機関、公共施設一般イベント等で行い、社会に貢献する。
 以上の事を行うことを目的とする。

埼玉県告示第百六十四号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月五日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小川町	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 四十三枚 一冊	増尾東・増尾西 (大字増尾の一部)	平成二十年 一月二十日

埼玉県告示第百六十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県総合リハビリテーションセンター歯科技工業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

入札は、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 障害者歯科診療を実施している医療機関において歯科技工業務を2年間以上継続して請け負った実績を有する者であること。

(3) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第21条第1項の規定による開設の届出を平成14年12月31日以前に行い、歯科技工士の免許を有する業務従事者を常時4名以上確保して歯科技工業務を行っている者であること。

(4) 技工物の依頼時、回収時又は納品時に歯科医師の指示内容を理解できる者を確保できること。

(5) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(6) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒362-8567 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 佐野 隆彦 電話048-781-6744(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法
下記(3)の入札説明会において交付する。また、入札説明会終了後は、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター F棟 2階病棟研修室

イ 日時

平成20年3月13日(木) 午後3時20分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター B棟 3階大会議室

イ 日時

平成20年3月25日(火) 午後3時20分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先

埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当

イ 受領期限

平成20年3月24日(月) 午後5時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であって

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 特記事項

特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することができる。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

埼玉県知事鎌田六十六郎

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら三郷中央店

三郷市草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理百十一の二街区八他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

石井 久三

三郷市谷中三百二十二

大規模小売店舗において小売業を行なう者

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

さいたま市北区宮原町二の十九の四

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年九月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 二六台

屋上駐車場 位置 図面省略 収容台数 三八台

合計 六四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三五台

荷さばき施設の位置及び面積

建物内施設 位置 図面省略 面積 二三平方メートル

建物外施設 位置 図面省略 面積 二四平方メートル

合計 四七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時四十五分から午後八時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
位置 図面省略 出入口 二箇所

荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
二十四時間

ト 届出年月日

平成二十年一月十五日

二 縦覧期間

平成二十年二月五日から平成二十年六月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年二月五日から平成二十年六月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百六十七号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号(埼玉県農業振興資金について)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年二月五日

表に次のように加える。

埼玉県知事 上田清司

|                                                                                          |      |      |                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------------------------|
| 5 原油価格高騰の影響を受けた施設園芸に係る農業者の園芸施設の暖房等に使用する燃料の購入に必要な資金又は飼料価格高騰の影響を受けた畜産に係る農業者の畜産用飼料の購入に必要な資金 | 三年以内 | 一年以内 | 事業費の八十パーセント以内で、かつ、三百万円以内 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|--------------------------|

埼玉県告示第百六十八号  
 上尾市から上尾都市計画防火地域及び  
 準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十

三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
 平成二十年二月五日  
 埼玉県知事 上田清司

係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。  
 平成二十年二月五日  
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年二月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年二月五日
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 青梅飯能線
  - 三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

| 旧新別 | 区                                      | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)                                   | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|-----|----------------------------------------|---|---------------------------------------------------|--------------|----|
| 新   | 飯能市大字下畑字釜下七六六番一地先から同市大字大河原字金六三七〇番三地先まで |   | 一五・〇〇 <sup>、</sup><br>一七・〇〇 <sup>、</sup><br>六八・〇〇 | 五八二・〇〇       |    |
| 旧   |                                        |   | 六三・三〇                                             |              |    |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十年二月五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年二月五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

|     |        |         |                                        |         |           |    |              |
|-----|--------|---------|----------------------------------------|---------|-----------|----|--------------|
| 路線名 | 青梅 飯能線 | 供用開始の区間 | 飯能市大字下畑字釜下七六六番一地先から同市大字大河原字金穴三七〇番三地先まで | 供用開始の期日 | 平成二十年二月七日 | 備考 | 延長五八二・〇〇メートル |
|-----|--------|---------|----------------------------------------|---------|-----------|----|--------------|

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 並木孝之

- 一 許可番号  
平成二十年二月二十五日  
指令行整第一九〇〇一四二二号
- 二 検査済証番号

平成二十年一月二十八日第三十八号

- 一 建設株式会社  
代表取締役 小泉 公善
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
北埼玉郡大利根町大字道目字下新田
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都練馬区石神井町二二六一一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                      | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)         | 延長<br>(メートル) | 備考             |
|-----|----------------------------------------|---|-------------------------|--------------|----------------|
| 新   | 北葛飾郡鷺宮町八甫四丁目二二番一地先から同郡同町八甫四丁目二二〇番一地先まで |   | 一〇・〇〇<br>一一・五三<br>一一・七二 | 五六・九七        | 自転車歩行者道整備工事による |
| 旧   |                                        |   | 一〇・〇〇<br>一〇・二〇          |              |                |

|        |                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 発行日    | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                    |
| 購読料金   | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                           |
| 発行者    | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                    |
| 印刷所    | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三二二一〇<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表)                   |
| ウェブサイト | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |